

だんたいめい だいひょうしゃめい れんらくさき

1 団体名 (代表者名/連絡先)

門司区●●川周辺町内【●●1丁目全域、●●2丁目1～5番、●●3丁目全域】
(代表者：北九 太郎/TEL：093-111-000)

けいかく がいよう

2 計画の概要

河川氾濫による地域の浸水害に対する地域住民の避難について

けいかくはんい

3 計画範囲

門司区●●1丁目、●●2丁目1～3、5番地、●●3丁目

れんらくかいし

4 連絡開始の時期 (タイミング)

●●川の水位が橋桁の～まで達しており、かつ直近の天気予報で周辺に雨が1時間以上降り続く時、計画に沿って連絡を開始する。
その他、自然災害で、代表者又はその代理が必要と認めた場合。

れんらく およ ほうほう

5 連絡の手順及び方法

【連絡のながれ】

- ①連絡開始の兆しに気が付いたものは、代表者又はその代理 (毎年最初の地域会議で決定) に連絡
- ②①の連絡を受けたものは、各町内 (1丁目、2丁目、3丁目) の代表者又はその代理 (毎年町内会で指名) に連絡
- ③②の連絡を受けたものは、組の代表者に連絡
- ④③で連絡を受けたものは、各組の地域住民に連絡

【連絡方法】 (詳細：別紙のとおり)

- ①②については、電話又は訪問とする。
- ③日中:LINE又はメールとする。夜間(日没):電話又は訪問とする。

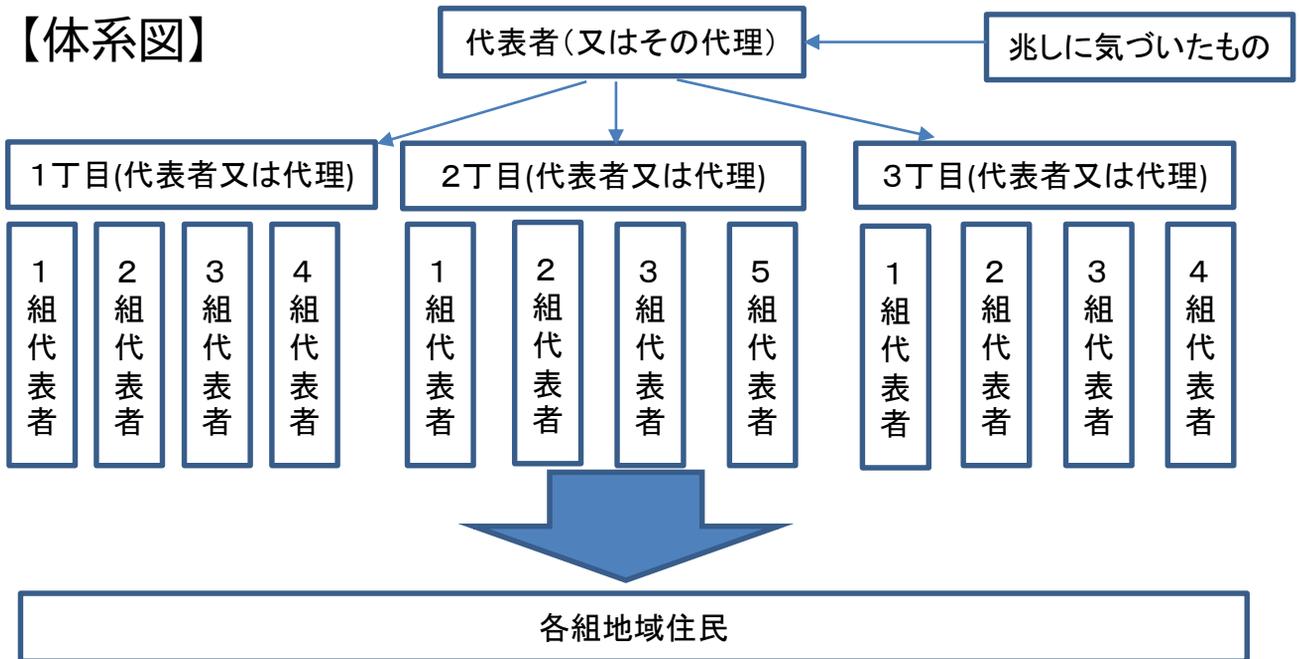
けいぞく

6 継続について

修正:毎年、年度の最初に行われる定例会議で修正・更新する。
周知:梅雨時期(6月上旬)までに、計画範囲の住民に周知する。
周知方法:5月の定例会議の後の回覧板で周知する。

- ①連絡開始の兆しに気が付いたものは、代表者又はその代理（毎年最初の地域会議で決定）に連絡
- ②①の連絡を受けたものは、各町内（1丁目、2丁目、3丁目）の代表者又はその代理（毎年町内会で指名）に連絡
- ③②の連絡を受けたものは、組の代表者に連絡
- ④③で連絡を受けたものは、各組の地域住民に連絡

【体系図】



【連絡方法】

- ①②③については、電話又は訪問とする。
 - ④日中:電話又は訪問に加え、LINE又はメールも可能とする。
夜間(日没後):電話又は訪問とする。
- 注1:連絡にあたっては、これに限らず効率的な方法で行う。
注2:連絡の起点となる各代表者等は、自らの連絡対象者を常に把握し、連絡方法についても、各自で決めておくこととする。

【避難先】

各住民の避難先(親せき・知人宅など含む)については、事前に各家庭で決めておくこと。
地域の避難先は、●●市民センター (TEL:093-000-1111)